平成２６年（フ）第３３５号
高知市土居町２番３号　グリーンゲイブルズ301
債務者　中澤　美穂
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３４０号
高知市西秦泉寺429番地１　徳屋マンション２Ｆ206
債務者　鶴見　直也
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３５１号
高知市高埴７番14号　Ｋ’ｓハウス107
債務者　井沖亜沙美
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３７６号
高知市塚ノ原354番地２
債務者　谷　　信夫
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３７８号
高知市北竹島町25番地９
債務者　高橋千代美
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３７９号
高知県高岡郡日高村本郷3452番地
債務者　中山　晴美
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４０１号
高知市横浜東町10―１　医療法人博愛会横浜病院、住民票上の住所高知市桟橋通４丁目１番16号　第４つくもコーポ106
債務者　小笠原好壽
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１３号
長崎県対馬市厳原町今屋敷665番地、前住所兵庫県宝塚市安倉南２丁目12番19―403号
債務者　長郷　舞子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２６年（フ）第２９６号
宮崎市吉村町孫堀甲2013番地４、前住所宮崎市恒久南１丁目10番地14　ＮＳコーポⅡ205号
債務者　田浦江梨香
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３１８号
宮崎市清武町正手２丁目12番地　長友コーポ106号、前住所宮崎市清武町正手１丁目95番地１
債務者　佐藤　弘子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３１９号
宮崎市吾妻町75番地７　Ｍｉａ・Ｃａｓａ301号、前住所宮崎市阿波岐原町鳥居原2117番地６　市住180―17
債務者　平田秀一郎
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７７号
宮崎県都城市蓑原町2913番地２
債務者　山口　洋子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第４０９号
鹿児島県鹿児島市玉里団地２丁目39番１号あさひハイツ106号
債務者　重久　博行
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４３号
鹿児島県奄美市名瀬大字仲勝665番地１　４―206号
債務者　永野　幸弘
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第４４号
鹿児島県奄美市名瀬入舟町２番２―405号
債務者　濵畑　　健
1　決定年月日時　平成26年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第８１号
鹿児島県薩摩川内市宮内町2270番地、前住所鹿児島県薩摩川内市平佐町1945番地１
債務者　松下　裕一
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係